

山梨県公報

第二千四百三十四号

平成二十六年

七月二十四日

木曜日

目次

○県営土地改良事業計画の決定(二件)……………四三九

公 告

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………四三九

公 安 委 員 会

○一般競争入札について……………四四一

告 示

山梨県告示第二百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全体)) 朝穂堰地区) 計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年七月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十五日から同年八月二十一日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十六年八月二十二日から同年九月十一日まで

山梨県告示第二百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農村地域防災減災事業(用排水施設等整備)) 西沢堰地区) 計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年七月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十五日から同年八月二十一日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十六年八月二十二日から同年九月十一日まで

公 告

●介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

平成二十六年七月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
山下 晴夫	やました内科 クリニック	山梨県笛吹市石和町 四日市場千六百四十 三番地	介護予防居宅療 養管理指導(み なし) 介護予 防通所リハビリ テーション(み なし) 介護予 防訪問リハビリ テーション(み	平成二十六 年六月一日

株式会社フォ	佐藤 隆		戸澤 秀和	
GENKIN 所	ダイナ東居宅介護支援事業		とざわデンタルオフィス	
山梨県甲府市朝日二丁目六番二十七号	山梨県甲府市里吉二丁目六番二十七号		山梨県甲府市朝日二丁目十六番十六号	
介護予防通所介	居宅介護支援	(みなし) 訪問看護 訪問ハビリティ セッション(みなし) 訪問看護 (みなし)	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション(みなし)	(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション(みなし) 訪問看護(みなし)
同	同		同	

大森 宏文	同	株式会社ラクト	株 株式会社リビ ングさの	新日本通産株式会社	ふうがヘルスケア株式会社	イーチュンネクスト
おおもり歯科クリニック	デイサービスらくくと	居宅介護支援事業所もつとらくと	デイサービス花みずき	あい笛吹	機能訓練型デイサービス起楽ふうが富士吉田	EXT甲府朝日通り
山梨県甲斐市名取七百八十二番地一	山梨県上野原市上野原三千五百八十四番地	山梨県上野原市上野原四千九十一番地	山梨県笛吹市石和町小石和千八百四十八番地四	山梨県笛吹市春日居町鎮目三百一番地	山梨県富士吉田市上暮地一丁目十七番二十三号	丁目十六番十五号ナガタ貸事務所一階
介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション	介護予防通所介護	居宅介護支援	介護予防通所介護 通所介護	介護予防通所介護 通所介護	介護予防通所介護 通所介護	介護 通所介護
平成二十六年六月十六日	同	同	同	同	同	

株式会社J'S	指定居宅介護 支援事業所は	山梨県富士吉田市下 吉田東四丁目九番十 六号	ン(みなし) 訪問リハビリテ ーション(みな し) 訪問看護 (みなし)	
P	つき	六号	居宅介護支援	同

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年七月二十四日

山梨県警察本部長 眞 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 初動捜査活動支援システム本部装置

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十七年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部刑事部捜査第一課

三 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十六年における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十六年山梨県告示第九十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十六年八月十四日(木)まで(山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県警察本部刑事部捜査第一課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年八月八日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年九月四日(木) 午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館二階聴聞室

4 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定

六 その他
価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行つたものを落札者とする。

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することができる。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。
(三) この入札に係る契約期間において、平成二十七年十月一日以後の消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、契約金額の変更に係る協議を行う場合がある。

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Headquarters Unit of Initial Investigation Support System, 1 Set
- 2 Date and time for tender
2:00PM September 4, 2014
- 3 Bureau in charge

First Criminal Investigation Division, Criminal Investigation Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters
6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番